

令和7年4月第146回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和7年4月10日（木）

○開会年月日 令和7年4月10日（木）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	7 番	菊 地	幸 雄 君
8 番	泉	浩 壽 君	9 番	大 木	雄 君
10 番	山 本	徹 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	上 山 淳 一 君	企画情報課長	二 宮 大 昌 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	環境政策室長	西 岡 美 穂 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	高 嶋 由久子 君	書 記	本 田 紳太郎 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第6号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和7年 4月10日

会期

1日間

至 令和7年 4月10日

日程第 3 招集あいさつ

日程第 4 議認第 2号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 議認第 3号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 議認第 4 号 令和 6 年度内子町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第 7 議案第 47 号 令和 7 年度内子町一般会計補正予算（第 1 号）について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前 10 時 00 分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、令和 7 年 4 月第 146 回内子町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会には、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長、総務課長及び各課長等の 5 名であります。

この際、本会議に説明員として出席される新任の方をご紹介します。西岡美穂環境政策室長をご紹介します。

○環境政策室長（西岡美穂君） 議長。

○議長（久保美博君） 西岡環境政策室長。

○環境政策室長（西岡美穂君） 4 月より環境政策室長を務めさせていただきこととなりました西岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第 1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、8 番、泉浩壽議員、9 番、大木雄議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催した議会運営委員会において協議され、本日 1 日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、会議は本日 1 日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第 6 号）」のとおりであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（久保美博君） 「日程第 3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに令和 7 年 4 月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、職員が自家用車で交通事故を起こし、警察から事情聴取を受けていたにも関わらず、その事故発生についての報告を怠ったうえ、被害者の住所を住民情報システムで閲覧するという、あってはならない事案が発生いたしました。住民の皆さま、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今回の不祥事は、公務員としての倫理観や職務に対する責任感が欠如していた結果であり、組織全体の信頼性にも影響を及ぼすものでございます。このような事態を招いたことについて深く反省し、交通安全研修や職員倫理研修の充実を図り、全力を挙げて再発防止に努めていく所存でございます。

ところで、先月 23 日に今治市や岡山市で発生した山火事では、広範囲の森林が焼失しただけではなく、住宅や倉庫にも被害が出るなど、大変大きな爪痕を残しました。被害に遭われた方々へお見舞い申し上げますと共に、一刻も早く元の生活を取り戻せますよう、心からお祈りいたします。

改めて、これら山林火災の発生を決して他人事とせず、火災の予防とその対策に取り組むことが町としての責任であると考えているところでございます。

さて、春の訪れとともに、里山の花々が美しく咲き始め、心地よい風が吹き抜ける季節となりました。自然の息吹を感じるこの時期は、私たちにとって新たなスタートを象徴するものでもあります。行政におきましては、新年度を迎えるにあたり、人事異動を行うと共に、新たに 13 名の職員を採用いたしました。少しでも早く若い職員が職場に慣れ、個々が持つポテンシャルを最大限に引き出すことができるよう、職員同士の交流を深め、新採職員の成長を支えながら、組織全体の底上げを図ってまいりたいと考えています。

本日、本臨時会に町長として提出いたします案件は、条例改正の専決処分 2 件、令和 6 年度一般会計補正予算の専決処分 1 件、令和 7 年度一般会計補正予算 1 件の合計 4 件でございます。

詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で招集あいさつを終わります。

これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 4 議認第 2 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第 4 議認第 2 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第 2 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議認第 2 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

議案書 1 の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度の税制改正に関連し、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、内子町税条例の一部改正について、4 月 1 日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

「議認第 2 号」にかかる専決処分、改正条文は、2 ページから 7 ページに掲載をしております。

また、新旧対照表は、議案説明資料 3 の 1 ページから 11 ページに掲載をしております。

具体的な改正内容につきましては、12 ページの「内子町税条例の一部を改正する条例（概要）」で説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、町民税にかかる特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割

の新設、固定資産税、町たばこ税などの改正となります。

表1の公示送達につきましては、送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでない場合に行う公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令が改正されたことに伴いまして改正をするものでございます。内子町税条例の改正条文は第18条で、関連して第18条の3の改正も行います。

2の町民税、特定親族特別控除につきましては、19歳から22歳までの大学生年代の者について、その者の合計所得が95万円までについては、その者を扶養している所得割の納税義務者について45万円の特定親族特別控除が適用され、合計所得が95万円を超え123万円以下の者についても、段階的な控除が適用されるもので、令和8年1月1日施行となります。

この特定親族特別控除にかかる改正条文は、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2となります。また、条例第36条の3の3については、公的年金等受給者の扶養親族等申告について、特定親族特別控除を加えるものでございます。

3の軽自動車税、種別割の新設につきましては、二輪の原動機付自転車のうち、新基準となる総排気量125cc以下で最高出力4.0kw以下のものにかかる種別割を新設するもので、標準税率は50ccの原動機付自転車と同じ2,000円となります。

また、マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障がい者等に対する種別割の減免申請において提示する運転免許証にマイナ免許証を加えるものでございます。

改正条文は、第82条、第89条、第90条となります。

4の固定資産税では、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額について、申請がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。

また、附則第10条の4で規定しております「平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用」、それから右側の表の上段にあります附則第10条の5の「平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用」につきましては、特例措置の廃止により削除をするものでございます。

5の町たばこ税につきましては、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばこの税負担差を解消するため、課税方式の見直し規定を新設するもので、附則第16条の2を新たに規定をいたします。

以上で、「議認第2号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

「議認第２号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 ５ 議認第 ３ 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第 ５ 議認第 ３ 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第 ３ 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和 ７ 年 ４ 月 １ 日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 １ ７ ９ 条第 １ 項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議認第 ３ 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書 １ の ８ ページをお願いいたします。

令和 ７ 年度税制改正に関連し、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部改正を ４ 月 １ 日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 １ ７ ９ 条第 １ 項の規定により、３ 月 ３ １ 日に専決処分をさせていただきました。同条第 ３ 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては、次の ９ ページに記載のとおりでございます。改正条文につきましては、１ ０ ページに記載しているとおりでございます。

新旧対照表は、議案説明資料 ３ の １ ３ ページから １ ４ ページまでとなっております。

それでは、専決処分いたしました条例改正の概要につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

15ページをご覧ください。

今回の改正は2点となっております。1つ目は、課税限度額の引上げで、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、基礎賦課額にかかる課税限度額を65万円から66万円に引上げ、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を24万円から26万円に引き上げ、限度額合計を106万円から109万円とするものでございます。

条例の改正条文は、第2条及び第22条になります。

2つ目は、軽減判定所得の見直しです。内子町の国民健康保険税は、応益割と応能割の合計額によって課税されており、低所得者の負担軽減のため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割にかかる保険税をその所得に応じて7割、5割、2割と軽減することとしております。

この低所得世帯に対する軽減措置について、経済動向等を踏まえ、5割軽減、2割軽減基準の軽減世帯判定について、当該軽減を現在受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう改正を行うものでございます。

具体的には、世帯の軽減判定所得の算定における軽減基準額を、被保険者等の数に乗ずべき金額について、5割軽減につきましては、29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減は54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

以上で、「議認第3号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「省略。」「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第3号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 6 議認第4号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第6 議認第4号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第

8号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(久保美博君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長(小野植正久君) 「議認第4号 令和6年度内子町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めること」につきましては、期日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長(山岡敦君) 議長。

○議長(久保美博君) 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長(山岡敦君) 「議認第4号 令和6年度内子町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書1の11ページをお開きください。

本予算につきましては、期日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものにつきまして報告をし、承認を求めるものでございます。

13ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算(第8号)」につきましては、歳入歳出それぞれ2,933万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億2,625万2,000円と定めるものでございます。前年度の最終予算と比較して、8億4,276万6,000円の増額、率にして7.3%の増となっております。

18ページをお開きください。

翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表、繰越明許費補正に定めてございます。

続いて、21ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳出の表中、右の欄に補正額の財源内訳を示しております。国県支出金218万9,000円の増額。その他特定財源1億69万2,000円の減額。一般財源1億2,783万4,000円の増額でございます。

今回の補正は、事業費の決算見込み財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

22ページ上段、2款1項1目地方揮発油譲与税から、24ページ上段の10款1項1目交通安全対策特別交付金まで、交付金の額の確定による予算調整を行っております。

その下の14款1項1目総務費県負担金において、能登半島地震にかかる災害救助法に規定する救助費用の繰替支弁金218万9,000円を計上しております。

その下の17款1項1目基金繰入金において、2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金及び14款県支出金の額の確定による予算調整に基づき、総額3億7,212万5,000円の減額補正を行っております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

25ページ、2款総務費から、28ページの中段、10款教育費までの歳出予算の補正につきましては、歳入予算の調整に伴う財源補正をしております。その下の13款1項1目基金費において、利息の利率変更により財政調整基金積立金378万4,000円を、森林環境譲与税の交付額決定により森林環境譲与税基金積立金2,554万7,000円を、それぞれ増額補正しております。

以上、「議認第4号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第4号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 議案第47号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第47号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第47号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第1号）」

について」、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

「令和7年度内子町一般会計補正予算（第1号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,229万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億4,229万1,000円と定めるものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。表中右側、「一般会計補正予算（第1号）」の財源を示していますが、国県支出金9,953万3,000円の増額、その他の特定財源1,229万6,000円の増額、一般財源46万2,000円の増額となっております。

今回の補正につきましては、暮らし応援商品券給付事業7,654万1,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業3,575万円の2事業において予算計上を行っております。

8 ページをお開きください。

まず、上段の2款1項20目の諸費、暮らし応援商品券給付事業でございます。エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民、課税世帯の家計を支援し、地域経済の一層の振興を図るため、暮らし応援商品券給付事業を実施します。

給付対象世帯についてですが、基準日、令和7年4月10日において内子町に住所を有し、かつ令和6年度住民税均等割が課税されている世帯とします。

給付方法は、課税世帯1世帯あたり1万5,000円分の商品券を世帯主へ、ゆうパックで送付します。

商品券利用期間は、今年8月から11月までの4ヶ月間を予定しております。

これらの諸費として7,654万1,000円を計上しております。

次に、下段の4款1項4目の環境衛生費、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業でございます。令和5年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、再生可能エネルギーの導入と地域経済活性の両立を目指し、脱炭素社会の構築に向けた取り組みを進めています。そのなかで、本補助事業を活用し、これまでに主要な観光動線への再エネ導入にかかる可能性調査等を実施してまいりました。この結果を踏まえ、令和7年度事業として「道の駅内子フレッシュパークからり」加工場の屋根に約58kWの太陽光発電設備を設置するとともに、40kWの蓄電池を導入する経費のほか、今後の周辺公共施設等への導入を視野に入れ、余剰電力の活用に向けて町内外の事業者などを交えた協議の場を設け、活用策の具現化に向けたチームづくりに取り組む経費として3,575万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが「議案第47号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 今回のこの交付金、応援商品券ですけど、当然、皆さんも分かっていると思うんですが、紙ベースで行うということになりました。このことで、やはり私、町民の方に話を聞いてみますと、やはりタブレットを使えない人は、もう完璧にちょっと苦手じゃなと言われます。これあまり年齢は関係なく、若い人が特に使えるのは当然なんですけど、ある程度、年がいかれた方もタブレットを使われる方は、ポイントがつくのに、こういう事業はやっぱり進めていくべきじゃないかという話もやっぱり聞きました。今後においてですね、こういう交付金が行われて応援する場合に、いつの時点で、そしたらこういう形に切り替えていくのか。どう町長は考えておられるか。いえいえ、やはり、アンケートをとって、議会に諮って、町民の意見が紙ベースじゃないといけんってなったら、ずっと続けていくのか。いえいえ、ある程度、若い方とかは、もうこの時代に。やはり、ポイントがつくからキャッシュレスですよと言われる方も結構ありました。いつの時点で切り替えを考えておられるかをお尋ねします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） いつの時点でというのは、はっきりと申し上げることはできませんけれども、今後は様々なこういう事業。まあ、これもあるか、ないかはちょっと分かりませんが、いずれにしてもですね、デジタル化。それはスマホなどを使っただけで、ということについては進めていく必要があると思っております。いつの時点かは分かりませんが、その時々状況も見ながらですね、進めていくことに対してはですね、積極的にやっていきたいとは考えております。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） いつの時点かは分かりませんが、そのときに対応できるようなタブレット、スマホの使用の勉強会というの、やはり対応できるような形ができるようになるために必要だと思うんですけども、その考えはありますか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） これまでも自治センター等で、こういう高齢者向けのスマホ教室なんかも実施をしたりしております。また、それから郵便局の窓口等でも丁寧に対応していると私たちは存じておりますが、まだまだやっぱり足りないなという部分もありますので、例えば、それぞれの長寿会組織、それから要所要所の高齢者の方々が主に所属するようなそういう組織に向けてですね、やっぱり積極的な発信も必要になると思いますし、スマホの操作ができると同時に、やっぱり我々が考えないといけないのは、その使うお店が、やっぱりまだまだ少ないなという気もしておりますので、その拡充をですね、しっかり諮っていかないと、このデジタル決済というのは進んでいかないだろうというふうに思います。使いた

くても町内で使えないという環境をまず改善していかないことには、今回のデジタル商品券の提案をするうえでも大きなネックとなっていることは、非常に私たちも認識をしているところですので、両面において積極的に進めていく必要があるだろうなというふうには考えています。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 1点だけ。今、副町長が言われた使用できる商店街があんまりないという場合に、QRを読み取るレコーダーを置いているところが、例えば小田地区じゃったら2店舗ぐらいしかない。大瀬地区には全くない。内子地区にも、まあ数えたことはないんですけど、あまりない。そういう部分に対して拡充するためには、やっぱり補助金システムというか、購入をするときに町が機械購入のために何割か補助をするとかいうのは、そういう購入補助金というような。例えば、森林だったら機械を買うのに上限なんぼとか、森林環境譲与税を使ってやっておりますけど、そういうシステムを使っていかないと、なかなか全体に普及しないんじゃないかと。どうしても手数料がいりますから。置いたところが。そういう形はとられているのか。それとも、今まではとられていないと思うんですけど、今後どのような進め方で普及させていくのかということをちょっと聞きたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 現在、機器の導入に対する補助制度はないと認識しております。町で制度設計しているものはないと思います。ないです。それから、どうでしょう。国の方、それから県の方でそういう制度があるかというのは詳細には調査をしておりますが、導入にかかる費用よりもですね、導入した後の手数料、これにかなり抵抗を感じていらっしゃる事業者が多いと私たちは認識しておりますので、そのあたりの対策ですね。これは町内の商工会とかですね、そういったいろいろな団体とも丁寧に話を進めていきながら、少しでも理解を深めていただく。そういう取り組みが、まずは大事なのではないかなというふうに思います。手数料を払う、その負担感とデジタルを使用した場合の利便性というか、それから顧客の拡大。そのへんの駆け引きの話になってくるのではないかなと思います。そこを丁寧に説明していく必要があるだろうなというふうに思っております。機器の導入に対する補助というのは、今のところ考えてございません。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 今回ですね、物価高騰対策の交付金を使って、先に実施しております住民税非課税世帯約2,300世帯ぐらい以外の方に、もれなく商品券の給付事業ということが実施できることになったということについては良かったというふうに思っているわ

けですが。

物価高騰に苦しんでいる方への給付金というのは、これまでのコロナ禍の頃からですね、何度か行われてきたわけなんですけれども、この1年ぐらい前のときにも7万円ぐらいから10万円ぐらいの給付というのがあったんですが、そのときには住民税非課税世帯にだけではなくて、いわゆる住民税の所得割のみ非課税で均等割りのみ課税されている世帯という方が当時500世帯ぐらいあったと思うんですけれども、その500世帯の方にも、言ってみれば住民税非課税世帯にはならないんですけど、それよりも少しだけ所得が上の世帯。この方は住民税非課税世帯の様々な恩恵ですね。いろんな減免であるとか、そういったものの減免が受けられないので非常に苦しいということが言われているので、そういったそれぐらいの世帯の方にも住民税非課税世帯の方と同じ金額での支援ということがされたわけですが。今回ですね、1年前よりもさらに物価高騰が苦しくなっているのではないかと、ということが言われているなかで、こういった1年前に行った所得割のみ非課税の世帯についても、私はやはり住民税非課税世帯と同じように手厚く給付する。今回で言えば3万円分の手当をするということが必要なのではないかと思うんですが、その点、そういうことにならなかったということについて、町長の考えを伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今、言われたように均等割課税世帯の支援も確認させていただきました。ただですね、これは課税世帯であってもですね、皆さん非常に物価高の影響を受けております。それを言い出したら、財源がいくらでもあるのであればですね、それはどんなことでもできるでしょうけれども、そういう限られた財源のなかでですね、今回も町独自でも持ち出しをしておりますけれども、そのなかで皆さんに課税世帯、それから非課税世帯、こういったところへの対応を行ったということでございます。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第47号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、この臨時議会に付託された案件の審議はすべて終了しました。

従って、本日の会議を閉じます。

ここで、小野植町長より挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。

慎重に審議をしていただき、全議案お認めをいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

先程、お認めいただきました令和7年度一般会計補正予算における「内子町暮らし応援商品券給付事業」につきましては、給付対象者にスムーズにお届けできるよう、事業担当課の枠を超えた協力体制のもと、準備を進めてまいりたいと考えています。

春とはいえ、朝晩寒い日があります。議員の皆さまにはご自愛いただき、引き続き町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、町議会議員選挙を間近に控え、大変お忙しいなか、ご参集いただきまして、ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和7年4月第146回内子町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午前 11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第 1 4 6 回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
議認 2	内子町税条例の一部を改正する条例についての専決 処分の承認を求めることについて	R7. 4. 10	R7. 4. 10	承認
議認 3	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついての専決処分の承認を求めることについて	R7. 4. 10	R7. 4. 10	承認
議認 4	令和 6 年度内子町一般会計補正予算（第 8 号）の専決 処分の承認を求めることについて	R7. 4. 10	R7. 4. 10	承認
議案 4 7	令和 7 年度内子町一般会計補正予算（第 1 号）につい て	R7. 4. 10	R7. 4. 10	原案可決